

昭和43年度

学 生 便 覧

熊 本 女 子 大 学

## 目 次

1	沿革概要	3
2	校 歌	5
3	熊本女子大学学生歌	6
4	学 则	7
5	大 学 の 関 係 法 令	35
6	大 学 の 規 程 に 関 す る こ と	44
7	履 修 方 法	53
8	大 学 の 事 務 機 構 及 び 取 扱 事 務	59
9	図 書 閲 覧 に 関 す る 学 生 心 得	62
10	願 出 及 び 届 出 等 に 関 す る こ と	68
11	奨 学 生 に 関 す る こ と	76
12	教 職 員 一 覧	78

### 1、沿革概要

年	月	日	事 項
昭和22	3	31	熊本県立女子専門学校として発足
24	3	25	熊本女子大学設置について文部大臣より認可
	4	1	熊本県立女子専門学校長医学博士北村直躬初代学長となる
	5	2	第1回入学宣誓式挙行
	5	21	開学記念式挙行
26	2	28	教職課程設置について文部省より承認
	3	31	熊本県立女子専門学校自然廃校
	4	1	栄養士養成施設として生活学科が厚生大臣より指定
28	1	31	学部名称変更（学芸学部を文家政学部に）学科名称変更（生活学科を家政学科に）学生定員増加（家政学科40名を60名に）について文部省より承認

	3	3	第1回卒業証書授与式挙行
昭和29	11	18	文部大臣より教育職員免許法第5条別表第1備考第1号の規定に基く正規の課程の認定を受けた。
31	3	11	教育職員免許状授与の所要資格取得課程として、本学の聴講生の課程が文部大臣より認定
32	3	22	学生定員増加（家政学科60名を80名に）について文部省より承認
33	2	17	学生定員増加（文学科国文学専攻20名を40名に）について文部省より承認
35	1	20	学科増設（文学科国文学専攻を国文学科に、文学科英文学専攻を英文学科に1学科増設）について文部省より承認
37	12	20	学科増設「食物学科（学生定員40名）」、学生定員変更（家政学科80名を50名、国文学科40名を50名、英文学科20名を40名に）
38	4	1	栄養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定

## 2、熊本女子大学校歌

村中史朗作詞  
信時潔作曲

見はるかす	阿蘇の山なみ	まかゞよふ	空をかぎれる
新しき	朝の光よ	金峰の	峰の光よ
むらさきに	山はにはひて	静もれる	夕の学園
ときいろに	輝く校舎	夢多き	乙女の胸の
集ひくる	乙女を見よや	琴線に	触るゝは何ぞ
科学する	歎知の瞳	人の世に	愛をもとめて
思索する	清きおもざし	真理への	道をたどらん
さはやけき	みどりの風は	さはやけき	みどりの風は
若き日の	よろこび歌ふ	若き日の	望みを歌ふ
あゝわれら	命たたへん	あゝわれら	命たたへん

### 3、熊本女子大学学生歌

作詞作曲  
史 い 朝 ね 村 釜 中 原

一、悠久の阿草春託自然の真理かげろうのごと希望は胸に	はるき地にさと大香つ感憐もえたらしくてふくらみぬ	ののみるてのびを	山染深わひ一かげつつ照らさばや
二、棕櫚の南白綠朝文學びつとむるや	懇谷湧頗進乙その夏風な化の夕な遺産るや	とよ立ち撫ゆうけ女ら叙	はきはにかの風ん和史子こどりる学誇ら
三、西秋思額手短愛人	紅の索にとり生との人の	きりてづくとめつぎての	鳴城う舜幾句ううちが女大
四、平歴女今みし清	金峰葉歩か命しひを	きりてづくとめつぎての	はびきにりつ霜とて星ごたてて吾が女大

### 4、熊本女子大学則

熊本県規則第3号(昭和28年)

#### 第1章 目的

(この大学の目的)

第1条 熊本女子大学(以下「大学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の定めるところに基き、女性最高の教育研究の機関として、広く一般教育を授けて高い知性と清純な品性を養うとともに、深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もつて社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。

#### 第2章 学部及び学科

(学部等)

第2条 大学に文家政学部を置き、学部を分けて、次の4学科とする。

1 家政学科

2 食物学科

3 国文学科

## 4 英 文 学 科

### 第3章 授業科目

(授業科目的区分)

第3条 大学の授業科目は、その内容により一般教育科目、外国語科目、専門教育科目、保健体育科目及び教職課程科目とする。

(授業科目及び単位数)

第4条 一般教育科目の授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

第5条 外国語科目の授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

第6<sup>7</sup>条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、左の各号に掲げる学科につき、当該各号に掲げる別表のとおりとする。

1	家政学科	別表第3
2	食物学科	別表第4
3	国文学科	別表第5
4	英文学科	別表第6

2 栄養士の資格を得た者は履修しなければならない授業科目は、学長が別に定める。  
第6<sup>7</sup>条 保健体育科目の授業科目及びその単位数は、別表第7のとおりとする。

第8条 教職課程科目の授業科目及びその単位数は、別表第8のとおりとする。

### 第4章 履修方法、課程修了及び卒業の認定

(修業年限等)

第9条 大学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年をこえることができない。但し、休学期間はこれに算入しない。

(履修授業科目の届出)

第10条 学生は、毎学期の始めに、履修希望の授業科目をあらかじめ学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(他学科生の聽講)

第11条 学生は、学長の許可を受けて、所属しない学科の授業科目を聽講することができる。

(授業科目試験)

第12条 授業科目の修了の認定は、授業科目試験によつて行なう。

2 授業科目試験の施行日は、当該授業科目の課程を修了した後とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りでない。

第 13 条 学生は、履修授業科目について、所定の出席基準に達しなければ、当該授業料日の試験を受けることができない。

第 14 条 授業科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

~~雨天休~~(単位等)

第 15 条 講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし毎週 1 時間 1 週の講義をもつて 1 単位とする。

- 2 演習については、教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間 1 週の演習をもつて 1 単位とする。
- 3 実技、実習及び実験については、学修はすべて実験室、実習場等で行なわれるものとし、毎週 3 時間 1 週の実技、実験又は実習をもつて 1 単位とする。

(卒業論文審査)

第 16 条 卒業論文審査は、必要に応じ口頭試問をあわせて行なうことができる。

2 卒業論文審査に合格した者には、6 単位を与える。

(卒業資格)

✓ 第 17 条 卒業資格の認定を得るためにには、次表に掲げるところにより、区分に応じ授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

### 1. 食物学科の場合

区分	授業科目	単位数
一般教育科目	人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の 3 つの系列にわたつてそれぞれ 3 科目以上、合計 9 科目以上	3 6 単位以上
外国語科目	英語 1 科目の外、ドイツ語又はフランス語の 2 科目のうちいずれか 1 科目	1 2 単位以上
専門教育科目		7 2 単位以上 (卒業論文 6 単位を含む)
保健体育科目		4 単位

### 1. 家政学科、国文学科及び英文学科の場合

区分	授業科目	単位数
一般教育科目	人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の 3 つの系列にわたつてそれぞれ 3 科目以上、合計 9 科目以上	3 6 単位以上
外国語科目	英語 1 科目の外、ドイツ語又はフランス語の 2 科目のうちいずれか 1 科目	1 6 単位以上
専門教育科目		6 8 単位以上 (卒業論文 6 単位を含む)
保健体育科目		4 単位

第13条 学生は、履修授業科目について、所定の出席基準に達しなければ、当該授業料日の試験を受けることができない。

第14条 授業科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

~~再履取~~(単位等)

-12-

#### (教育職員の資格)

第18条 教育職員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の定めるところにより、教職課程科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。  
*(21番8)*

### 第5章 卒業及び学士号

(卒業)

第19条 第15条の規定により、卒業資格の認定を受けた者には、その卒業を認め、卒業証書(別記様式)を授与する。

(学士号)

第20条 前条の規定により卒業した者は、家政学科及び食物学科にあつては家政学士、国文学科及び英文学科にあつては文学士と称することができる。

### 第6章 学年、学期及び休業日

(学年等)

前 期 4月1日から10月20日まで

後 期 10月21日から翌年3月31日まで

(休業日等)

第22条 休業日は、左の各号に掲げるところによる。但し、学長は、第1号の場合を除き授業の都合により、これを変更することができる。

- 1 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- 2 日曜日
- 3 開学記念日 5月2日
- 4 春季休業日 3月25日から4月10日まで
- 5 夏季休業日 7月11日から9月10日まで
- 6 冬季休業日 12月25日から翌年1月10日まで
- 2 臨時休業日については、学長が、その都度定める。

### 第7章 入学、休学、転学、退学及び除籍

(入学時期)

第23条 学年の入学時期は、学年の始めとする。